

その塗料、

「危険物」ではありませんか？

～塗料やシンナー等の保管・使用にご注意ください～

塗料やシンナー等には、消防法上の「危険物」に該当するものが数多く存在します。特に油性塗料や有機溶剤を含むものは、引火性が高く、一定量を超えて保管・使用すると、**消防署への届出や許可が必要となる**場合があります。

(塗料が危険物に該当する例)

品目	品名	指定数量 (少量危険物)
ラッカーシンナー	第1石油類	200 ^{リットル} (40 ^{リットル})
合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリアー塗料	第2石油類	1000 ^{リットル} (200 ^{リットル})
油性地下塗料 合成エナメル塗料	第3石油類	2000 ^{リットル} (400 ^{リットル})



**ラベルを
確認！**

品目や品名等が
記載されています



安全に保管・使用するために

- 常に整理整頓、清掃
- 容器の破損・転倒・ラベルの有無も定期的に確認
- 塗料を拭き取った布などは必ず水に浸してから処分



気付かずに大量保管してしまうと、**法令違反(罰則規定あり)**となる可能性もあり、**火災などの事故**につながることもあります。

危険物の保管量

規制内容

指定数量以上

消防法に基づき
「許可」が必要

指定数量の
5分の1以上
(少量危険物)

「届出」が必要
ただし
条例の基準に適合すること！

指定数量の
5分の1未満

届出不要
(条例による規制あり)

具体的なお相談は**管轄の消防署**
にご連絡ください

連絡先



堺市消防局 予防部 危険物保安課
(TEL) 072-238-6006